

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十七号

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「利益」の下に「（次条の規定により資本金に組み入れなければならない金額を除く。次項において同じ。）」を加える。

第五条を次のように改める。

（資本金への組入れ）

第五条 減債積立金を使用して企業債（地方公営企業の建設又は改良に要する資金に充てたものに限る。）を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を当該年度の未処分利益剰余金から資本金に組み入れなければならない。

2 前条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

3 前条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して法第十七条の二第一項又は法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付け（地方公営企業の建設又は改良に要する資金に充てたものに限る。）を受けた金額を償還した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

第六条中「（前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。